平成２２年（フ）第２１５５号
さいたま市見沼区大字中川656番地24
債務者　豊住　　博
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４９７号
埼玉県熊谷市拾六間793番地36　ホワイトハウスひろ202
債務者　海野　幸夫
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２０６号
千葉県山武郡横芝光町宮川6073番地１　光第２松伊マンション102号
債務者　宮家由美子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５３２号
愛知県稲沢市一色下方町65番地
債務者　石川　一文
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３４１４号
北海道千歳市花園７丁目６番３―403号
債務者　桑名　　茜
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５３４号
札幌市白石区川下２条４丁目２番８号　フロンティア川下305号
債務者　小山内由美子（旧姓水戸）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５４５号
北海道江別市元江別819番地の38
債務者　加藤はるみ
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７９１号
札幌市厚別区大谷地東５丁目７番10号　大谷地病院
債務者　本間　妙子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８０２号
札幌市北区北22条西５丁目２番15―401号
債務者　田村　　裕
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８１３号
札幌市北区屯田５条12丁目10番３号
債務者　仁敷　知美（旧姓須永）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８５０号
札幌市北区篠路８条６丁目14番５号　ルミエール明201号
債務者　田中　雅規
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８５４号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目２番31―403号
債務者　松橋　一也
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８５７号
北海道江別市高砂町36番地の９　コーポリッチ208
債務者　松尾　孝司
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８９４号
札幌市中央区円山西町３丁目３番43号　円山パークハイツ203号
債務者　長谷川喜久夫
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８９５号
札幌市南区簾舞５条２丁目２番15号
債務者　萬谷　健太
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９０１号
札幌市南区真駒内254番地131
債務者　二上　　望（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９１５号
札幌市南区真駒内本町７丁目３番16号　ヴィラ真駒内公園205号
債務者　佐々木めぐみ
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９３７号
札幌市豊平区平岸２条15丁目５番20―101号
債務者　池田　学司
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部